

7メガはこうなった

その法的な取扱いについて

郵政省電波監理局陸上無線局検査官

従来アマチュア局に割当てられていた7100～7150kcの電波の周波数は、昭和34年12月31日まで使用できることとなっていた。ところが昨年のITU(国際電気通信連合)会議の結果このバンドは第1地域(欧州、アフリカ洲)第3地域(アジア、大洋洲)においては7100～7300kcのバンドが放送業務に割当てられることになった(第2地域の南北アメリカ洲だけはこのバンドがアマチュアに割当てられている)。従って我が国においてもこのバンドにおけるアマチュア局の使用は許されなくなったのである。

しかしながら、この国際条約附属無線規則の効力発生は昭和36年5月1日からとなっているので、その間1年余のブランクができることになる。これに対してJARL及びアマチュア全員から本年一杯このバンドの継続使用を認めてほしいという強い要望が出されていた。当局においても種々検討の結果従来アマチュア局にこのバンドを昨年12月31日と期限を付したのは今次のITU会議の結果このバンドがどのような業務に割当てられるか不明だったための考慮に基いたことでもあり、効力発生までの期間を空けたままにしておくよりもアマチュアに本年一杯を限り使用を許すべきであるとの方針がなされた。このような方針はITU会議全権委員の帰国を待って決定せざるをえない事情があったため、アマチュア局に指定された7125kcの使用期限は昨年末で効力が消滅してしまった。こうなると7125kcの使用を許可するという方針は決ったが免許人において、この周波数を使用したい者は再び電波法第19条による周波効の変更の指定の申請をしなければならないのである。ところが現在7125kcの指定を受けている局は3500局を越えており、これらの局が一度に申請をするとなると、申請者も手続に手間どるであろうが、郵政省も指定事務の処理に多大の時間を要することとなり、僅か1ヵ年の有効期間しかないのに、事務処理のために運用期間を少なくすることは免許人に不利益をあたえることとなるので、今回は特別の措置として免許人の申請によることなく、郵政大臣が一方的に7125kcの周波数の使用期限を昨年から継続して延長指定をすることとした。その指定の方法は、郵政大臣の告示をもって昭和34年12月31日現在7125kcの周波数の指定を受けていたア

マチュア局に対して個々に 7125kc の使用期限の延長をする旨の通知書が送達されたものとするのであるから，これに該当する免許人はそのように承知していただきたいのである。

郵政大臣の告示の内容は次のとおりであり，その告示は 2 月 12 日の官報及び 2 月 12 日の郵政公報に掲載されている。

郵政省告示第 85 号

アマチュア局に指定した 7125kc の周波数の使用期限を昭和 35 年 12 月 31 日までとする。

昭和 35 年 2 月 12 月

郵政大臣 植竹春彦

告示の公布の日付は 2 月 12 日となっているのであるがその周波数の使用期限を延長したのであるから，この周波数は昨年末から継続して運用していたものもこの告示の公布によって合法的な運用となるのである。

次にこのような告示によって指定変更処分を行ったのであるから本来ならば直に免許状の訂正(有効期限の書替え)を必要とするのであるが，これも便宜の手段として定期検査，あるいは変更検査等適宜の機会に地方電波監理局において訂正することとしたのである。

又昭和 34 年 12 月 31 日現在 7125kc の指定を受けていないアマチュア局及び新しくアマチュア局の免許を受ける人が 7125kc の指定を受けたいときは従来どおりの申請を必要とするものであるから間違いのないよう注意されたい。

蛇足ではあるがこの周波数バンドは本年末をもって効力を失うものであって，それ以後は一切延長は認められ，ないものであるから念のため申し添える。

以上

(『CQ ham radio』1901 年 3 月号)

7125kc について

アマチュア局の使用する 7125kc の周波数は、昨年 12 月 31 日まででその使用期限が満了することになっていました。この周波数帯は 1959 年の国際会議の結果、第三地域(アジア, 太洋州)においては放送業務に割当てられることになっていました。しかしながら、この国際条約付属無線通信規則の効力発生は本年 5 月 1 日からとなっており、それまではアマチュア業務と放送業務の共通使用の期間となっているわけです。

昨年 2 月 2 日の郵政省告示第 85 号により、この周波数の使用期限は昨年未まで認められていましたが、今ただちに 7125kc の使用を禁止すると、1 万数千局という多くのアマチュア局の運用を一時に狭隘なる周波数帯内に追いこむ結果となり、7Mc 帯における運用の混乱を招くことは必至であり、指定外周波数の使用という違反が続出するであろうことも容易に考えられるので本年 4 月 30 日まで使用期限を延長することが決定され、昭和 36 年 1 月 11 日付で郵政大臣の告示が別掲のように出されたわけです。なお、告示の公布の日は 1 月 11 日となっていますが、その周波数の指定は昨年未から継続しているものですから、告示以前に運用していたものも合法的な運用となります。

郵政省告示第 19 号

アマチュア局に指定した 7125kc の周波数の使用期限を昭和 36 年 4 月 30 日までに変更する。

昭和 36 年 1 月 11 日

郵政大臣 小金 義 照

本来ならば周波数の指定がいったん消滅したのですから、免許人はこの周波数を使用したい場合は再び電波法第 19 条によって周波数の指定変更申請を必要とするわけですが、実際問題としてそのようなことをしては長年月を要しますし、使用期間が短かくて免許人にいちぢるしく不利益を招くこととなりますので、今回は前回の例にならい、特別の措置として、免許人の申請によることなく郵政大臣が一方的に 7125kc の周波数の指定をすることとし、昨年未から引きつづいて運用できることとしたわけです。その指定の方法は、郵政大臣の告示をもって、昭和 35 年 12 月 31 日現在 7125kc の周波数の指定を受けていたアマチュア局に対して個々に 7125kc の使用期限の延長をする旨の通知書が送付されたものとするのですから、これに該当する免許人はそのように承知しておいて下さい。

なお、周波数の指定の変更を受けた免許人は、無線設備に変更があったときは法第 17 条による変更申請が必要ですが、今回の場合はなにも無線設備の変更を伴わないものですから、その必要もありません。

又、免許状の訂正が必要ですが、これも便宜上の手段として定期検査あるいは変更検査のときなどに地方電波監理局で訂正することとしましたのでご承知おき下さい。なお、昭和 35 年 12 月 31 日現在 7125kc の指定を受けていないアマチュア局及び新たにアマチュア局の免許を受ける人が 7125kc の指定を受けたいときは、従来どおりの申請が必要ですから、間違いのないようご注意ください。なお、この周波数帯は本年 5 月 1 日からは放送業務専用波となりますので、期限満了後は絶対にこの周波数帯での電波を発射しないよう注意して下さい。

以上

(『CQ ham radio』1961 年 3 月号)

この PDF は、
『CQ ham radio』1960 年 3 月号、1961 年 3 月号
をもとに作成した。

ラジオ関係の古典的な書籍及び雑誌のいくつかを
ラジオ温故知新

<http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/index.html>

に、

ラジオの回路図を

ラジオ回路図博物館

<http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/radio/radio-circuit.html>

に収録してある。参考にしてほしい。